

ファミリー・サポート・センターSNS 広告作成・広報業務に係る
プロポーザル実施要領

1 対象となる業務

ファミリー・サポート・センターSNS 広告作成・広報業務

(内容は別添仕様書のとおり)

2 予算限度額

・予算限度額(消費税及び地方消費税を含む)は、金 713,000 円とする。

3 質疑応答

企画提案書の作成・提出にあたり、質問がある場合は下記のとおりとする。

(1) 提出方法

- ・持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先

項番 10 のとおり

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 22 日(金) 午後 5 時(必着)

(4) 提出書類

任意様式とし、質問事項のほか、質問者の会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記入すること。

(5) 回答

令和 8 年 5 月 26 日(火) 午後 5 時までに、県こども政策課ウェブサイトに掲載する。

4 応募資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資

格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務の委託の大分類「07 企画・制作」、小分類「04 広告・広報」及び「07 デザイン企画」について、特A、A又はBランクの等級に格付けされている者であること。

- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) この手続の開始の日から企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 参加表明書の提出

提案者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時（必着）

(4) 提出書類

- ・所定の様式により、提出すること。

6 企画提案書等の提出

提案者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送すること。
- ・持参による提出の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・郵送による提出の場合、提出期限までに必着させること。
- ・企画提案書等を提出する場合は、必ず項番5の参加表明書を提出すること。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時（必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案書

- ・任意の様式により、A4版（A3サイズを折りたたんでA4サイズにすることも可）で

作成し、7部提出すること。

- ・企画提案書への記載順序は、おおむね以下（5）アからカの順とすること。

イ 提案見積書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・算出根基が分かるよう作成すること。
- ・見積書には税抜・税込を明記し、税込の見積総額が項番2に記載した金額を超えないこと。

ウ 会社概要

- ・提案者の所在地、資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるものを、7部提出すること。（パンフレット等既存のものを想定）

（5）企画提案書の作成項目

ア 表紙

- ・「ファミリー・サポート・センターSNS 広告作成・広報業務委託企画提案書」と記すこと。
- ・企業名を明記すること。

イ 提案概要

- ・企画の概要、業務実施における基本的な考え方を記載すること。

ウ 業務の内容

- ・仕様書で示した「目標」等に対し、的確に対応した企画を提案すること。

エ 実施管理体制

オ 実施スケジュール

カ 業務実績

7 審査

（1）審査方法

- ・審査は企画提案書の内容を基に、審査基準に従い、別途設置する審査委員会において行う。
- ・審査委員は、審査基準に従い書類審査と採点を行い、各審査委員の採点の合計点が最も高かったものを最優秀提案者として決定する。
- ・なお、見積金額が予算限度額を超える場合、審査は行わない。
- ・企画提案書の提出者が1者の場合であっても審査は行うものとする。

（2）審査基準

総評価点を100点とし、評価項目及び配点は下記のとおりとする。

ア 基本的な事項（30点）

- ・業務の趣旨、目的を正しく理解した内容となっているか。（15点）

- ・目的の達成に向けた実施計画が提案されているか。(15点)

イ 企画内容に関する事項 (40点)

- ・仕様書に記した目標達成が見込まれる内容となっているか。(20点)
- ・対象者に効果的に情報が届くような広報媒体、内容となっているか。(20点)

ウ 業務遂行能力に関する事項 (20点)

- ・業務を円滑に実施できる体制となっているか。(5点)
- ・個人情報適切に管理できる体制となっているか。(5点)
- ・具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか。(5点)
- ・本事業を的確に遂行するに相当する事業実績、必要な知見、ノウハウを有しているか。(5点)

エ 見積に関する事項 (10点)

- ・所要経費の算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。(10点)

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、審査終了後に、企画提案書を提出した者全員に通知する。
- ・審査結果の通知は、令和8年6月上旬頃とする。

8 契約の締結

- ・県は、最優秀提案者と業務履行に必要な具体的な協議を行うものとする。
- ・協議が整った場合は、最優秀提案者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。
- ・なお、協議が不調なときは、評価値が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

9 その他

(1) 企画提案書の作成費用

作成に要するすべての費用は提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。提出後の差し替え、変更、訂正は認めない。

(3) 失格行為

提案者に以下の行為があった場合は失格とし、審査対象から除外する。

- ・企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 業務内容の修正等

採択された企画提案の内容を基本とするが、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。

(5) 資格審査の申請

この手続の開始後に、項番4(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年5月25日(月)午後5時までに、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

10 書類提出先及び問い合わせ先

山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課 担当 長岡
所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号
電 話 083-933-2754
F A X 083-933-2759
電子メール kodomo-s01@pref.yamaguchi.lg.jp